

## 洲本市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等により直接的な被害を受けた後に、<sup>ひぼう</sup>誹謗、中傷、過剰な取材等により、正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害等の被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等の心情及び置かれている状況その他の事情に応じ、犯罪被害者等の視点に立って、適切に行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報<sup>の適正な取扱いの確保に最大限配慮して</sup>行われるものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的な負担等の軽減の重要性に鑑み、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(民間の団体に対する支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、当該団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。